

任意団体 八ヶ岳森と高原の自然学校やっほー規約

令和4年6月4日制定

令和6年1月29日改定

令和7年3月5日改定

令和7年10月1日改定

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、任意団体 八ヶ岳森と高原の自然学校やっほー と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所を、富士見駅前大丸屋2階 内（〒399-0211 長野県諏訪郡富士見町
富士見 3590 大丸屋2階）に置く。

(目的)

第3条 本会は、自然体験活動・環境教育活動・地域の自然・文化・歴史・産業にに関わるイベントや自然案内、エコツアーリズムガイドを企画運営し、主には自然体験活動に興味のある事業者や関係者、地域の方と協力・協働し、大人や子どもを含めたファミリーや社会人、企業、学校等が、自然の中で楽しく遊んで、お互いの違いを認め合って、心の響き合い「やっほー」で、幸せな気持ちになるために、その効果や魅力を実体験できる活動を、実行し、参加者の実生活につなげる生きる力・地域創生をしていく事を目的とする。

(事業)

第4条 本会は、次に掲げる事業を行う。

(1) アドベンチャー自然体験プログラムの企画および運営に関することを行う。

(2) 放課後ひろば、平日ひろばの企画運営を行う。

(3) 学生・大人のための体験活動プログラムの企画運営を行う

①遊びの場

②学びの場

やっほー指導者養成プロジェクト（インタープリター養成講座・ニールリーダー・ニールインストラクター、ニールコーディネーター養成講座）の企画運営を行う。

(4) 学校・地域・企業等への出前出張をして自然体験プログラムの提供企画運営を行う。

(5) エコツアーリズムガイドを行う

(6) 大丸屋2階民あのお部屋として大人も子どもも気ままに集う、木のおもちゃなどで遊べる空間の提供や管理をする。

(7) スタッフのための研修会を、年度当初、各イベント前の準備整備時に行い、やっほーのインタープリターとしての実践力を養う。

①スタッフとしての心得

②参加者への接し方

③リスクマネジメント

(8) その他、前条の目的を達成するために必要な事項に関するを行う。

第2章 組織

(役員)

第5条 本会は、次に掲げる者を役員として構成する。

代表 1名 広報事務一般 2名 事務局スタッフ9名、特別講師 4名、ほか
臨時スタッフ、指導者数名をおく。

(役員の職務)

第6条

- (1) 代表は、本会を代表し、事業を総括する。
- (2) 広報事務一般は、代表を補佐し、代表に事故があるときは、その職務を代理する。
また、ホームページや SNS など広報活動をする。
- (3) 事務局スタッフは、月・木・金・土・日曜日 13:30～15:30 大丸屋 2階事務室に在駐して、事務職をする。7人でローテーションで勤務する。
- (4) 特別講師は、本会の活動状況および会など、ありとあらゆる事の相談役と、養成講座の主任講師をする。
- (5) 指導者1はニールインストラクター以上取得者、指導者2はニールリーダー取得者
(やっほーインタープリター)、指導者3はニール資格をもっていない者の3段階とする。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は特に定めない。また、新年度においての再任を妨げない。

(事務局)

第8条

- (1) 本会の事務を処理するため、事務局を置く。
- (2) 代表がイベントごとの事務局を任命し、事務局は事務局の運営を統括する
- (3) 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、役員が別に定める。

第3章 スタッフ

(スタッフの種別)

第9条 本会のスタッフは次の5種とする。

- (1) 指導者1 ディレクター・ファシリテーター・コーディネーター

(1日 5,000円謝礼)

本会の目的に賛同して、やっほーインタープリター養成講座を受講したか、NEAL
インストラクターの資格、または、それ以上の資格 (NEAL コーディネーター) の
資格を有して、代表の代わりに、ディレクター (全体統括)、ファシリテーター (全
体進行) をする者

- (2) 指導者2 インタープリタースタッフ (1日 4,000円謝礼)

本会の目的に賛同して、やっほーインタープリター養成講座を受講したか、NEAL

リーダーの資格またはそれ以上の資格を有する者

- (3) 指導者3 サポートスタッフ (1日 3,000 円謝礼)

本会の目的に賛同して、運営に携わってくれる者

- (4) ボランティアスタッフ (無償)

本会の事業を賛助するために、無償で手伝ってくれる者

- (5) 特別講師 コーントレーナの資格を有し、主任講師である者 (1日 10,000 謝礼、指導者養成プロジェクト時は、1日 20,000 円謝礼)

(スタッフ希望)

第10条 本会にスタッフとして参加しようとする者は、

- (1) 代表の承認を得なければならない。
- (2) 本会の目的を達成できるよう、団体および個々のでき得る範囲において積極的に活動に参加し、事業を推進すること。
- (3) 本会のイベントに最低一回はまず参加し、本会の目的に賛同し、かつ、スタッフのための研修会を、年度当初、各イベント前の準備整備時に参加し、やっほーのインタープリターとしての実践力を養ったか、または、代表が面談し、
- ①スタッフとしての心得
 - ②参加者への接し方
 - ③リスクマネジメント
- を理解し、代表が認めたものとする。
- (3) 規約を遵守すること。

(会費)

第11条

- (1) スタッフは、研修時や指導者養成時に徴収する。(年間保険料)
- (2) 参加者は、参加費と年間保険(中学生までは800円、高校生以上64歳以下1,850円、65歳以上1,200円)を徴収する。スタッフ参加者共に、公益財団法人スポーツ安全協会スポーツ安全保険(上記)に加入して、安全確保する。
- (3) モンベル会員は、アドベンチャー自然体験プログラムは、参加費の200円割引を、エコツーリズムガイドは、1グループ500円割引する。
- (4) アドベンチャー自然体験プログラムにおいて、参加したものは、参加時に印が付けられ、10回参加で「ジュニアリーダー認定」20回皆勤賞で「リーダー認定」し、次年度からは、高校生以上から、サポートスタッフとして参加できる。
-
- 高校生以上で、サポートスタッフしたいものは、研修会に参加するか、一回、イベントに参加し、代表が認めたものとする。

(スタッフの資格喪失)

第12条 スタッフが次のいずれかに該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 本会の目的や考え方、規約に反する言動をしたとき、代表が判断する。

- (2) 死亡したとき。
- (3) 除名されたとき。
- (退 会)

第13条 スタッフは、口頭で届けることにより、任意に退会することができる。

(除 名)

第14条 スタッフ及び参加者が次のいずれかに該当する場合には、役員の決するところにより除名することができる。 この場合、そのスタッフ・参加者に対して、理由を付して除名する旨を通知し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の規約に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他、正当な事由があるとき。

2 前項により除名が決議されたときは、そのスタッフ・参加者に対し通知するものとする。

3 資格を喪失しても、納付された参加費及びその他の拠出金品は返還しない。

第4章 会議

(会議)

第15条 本会の会議は必要に応じて代表が召集し代表又は広報担当、事務職員がその議長となる。

2 会議における表決事項がある場合は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第5章 会計

(経費)

第16条 本会の経費は、事業収入、参加費、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

2 その他の収入とは、企画イベントの参加費、助成金、委託金、補助金等とする。

3 決算上剰余金を生じた時には、次事業年度へ繰り越すものとする。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、次年の3月31日で終わる。

第6章 解散

(解散)

第18条 本会は、概ね使命を達成したと役員が認定した際に解散する。

(残余財産の帰属先)

第19条 本会が解散したとき（合併を除く）に残存する財産は、同種の目的を有する特定非営利活動法人、公益社団法人、公益財団法人または任意団体に寄付するものとする。地位の帰属先は、解散時の会議において出席した役員及びスタッフの過半数をもって決する。

第7章 補則

(委任)

第20条 この規約に定めるものの他、本会の運営に関し必要な事項は役員が別に定める。

第21条 キャンセルポリシー

参加者が申込みした後のキャンセル料は次のように定める。

(1) アドベンチャー自然体験プログラム

- ①実施日4日前、キャンセル料0円
- ②実施日3日前～前日、1,000円（モンベル会員の有無にかかわらず）
- ④当日 2,000円（モンベル会員の有無にかかわらず）

(2) 放課後ひろば、平日ひろばはキャンセル料は発生しない

(3) 学生・大人のための体験活動プログラム

＜あそびの場＞

- ①実施日4日前、キャンセル料0円
- ②実施日3日前～前日、1,000円
- ③当日、2,000円

＜まなびの場＞やっほー指導者養成プロジェクト（インタープリター養成講座・ニールリーダー・ニールインストラクター、ニールコーディネーター養成講座）

- ①実施日4日前、キャンセル料0円
- ②実施日3日前～前日、5,000円
- ③当日、10,000円

(4) 学校・地域・企業等への出前出張で、天候等の中止以外の予約者の都合でキャンセルしたときのみに発生します。

＜学校様・企業様向けのネイチャーゲーム・人間関係づくり＞

- ①実施日4日前、キャンセル料0円
- ②実施日3日前～前日、1時間予定 1,000円
- ③当日、1時間予定 5,000円

＜学校様・企業様向けオーダーメイドの自然体験＞

- ①実施日4日前、キャンセル料0円
- ②実施日3日前～前日、1時間予定 5,000円
- ③当日、1時間予定 15,000円

(5) エコツアーリズムガイド。

- ①実施日4日前、キャンセル料0円
- ②実施日3日前～前日、5,000円（モンベル会員の有無にかかわらず）
- ③当日、10,000円（モンベル会員の有無にかかわらず）

第22条 安全・緊急時マニュアル

- ①緊急時の対応マニュアルを参加者スタッフともに共有する。
- ②緊急連絡先を参加者スタッフともに共有する。

③焚火や火の扱い時には、富士見町消防署に連絡をする。

第23条 個人情報保護

①活動中に写真の撮影をする。この写真は、助成金の活動報告や、本団体のホームページ等での広報・報告書に掲載する。不便のあるかたは申込時に知らせていただく。その都度、確認する。支障があるときは、本人がわからないようにするか、ぼかしを入れるなど配慮して掲載することを、パンフレットやホームページに掲載し周知する。

②個人情報は、イベントの事務手続きのみに使用し、個人情報守秘義務に従い取り扱いに配慮する。

第24条 その他

①チラシの内容や文言等気になることや、やっほーの活動、スタッフの言動など、ご意見などは、常に聴く姿勢で臨む。

附 則

1 この規約は、令和4年6月4日から施行する。

2 この規約は、本団体代表が、規約改定が必要と思われるときに、改定することができる。

3 本会の当初の役員は、以下の通りとする。

代 表：小林伸治 広報：小林美津子（代表の妻） 杉山（西尾）有香音（まりもり WEB 製作）

事務職員：北村光子、戸嶋和子、片瀬（大石）翔子、松見京、

武居直実、小林美香、岩崎裕美、山田優子、近藤葵

特別講師：鳥屋尾健（キープ協会環境教育代表 CONE トレーナー）

関根健吾（キープ協会環境教育副代表、CONE トレーナー）

板倉浩幸（農学博士、小学校教諭、CONE トレーナー）

川村悦子（やまねこ WORKS 主宰、元キープ協会、CONE トレーナー）

藤村哲（体験創庫かけはし代表、CONE トレーナー）